

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（767））

2. 日時：平成30年3月13日 18時15分～18時45分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、宮本管理官補佐、沼田主任安全審査官、秋本安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他15名）

5. 要旨

（1）審査中の『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』に対し、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 先行プラントの審査資料に添付されている「判断基準の解釈一覧」、「操作手順の解釈一覧」及び「各号炉の弁番号及び弁名称一覧」に対応した資料を添付すること。
- 申請書についても「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」及び「重大事故等対処に係る監視計器」の表については、先行プラントの記載形式を踏襲し、手順の参照先の項目名のみを記載している場合は、その具体的な内容も表に書き込むこと。
- また、先行プラントの申請書に記載されている事項は原則記載すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし